

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 2 月18日
【計算期間】	第 2 期 (自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日)
【ファンド名】	日興・C S世界高配当株式ファンド資産成長型 (ヘッジなし) (平成23年 5 月19日付で「日興・C S世界高配当株式 ファンド（資産成長型）」に変更する予定です。)
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

① ファンドの目的

世界各国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()		北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色その1 —— 世界各国の配当利回り※¹の高い企業の株式を中心に投資します。

◆世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、同時に株式益回り※²の高い企業など、配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入を得ながら信託財産の成長をめざします。

※1 配当利回りとは……1株当たりの年間配当金額を株価で割った比率。

・配当利回り＝1株当たりの年間配当金額÷株価

※2 株式益回りとは……1株当たりの年間の利益金額を株価で割った比率。PER(株価収益率)の逆数。

・株式益回り＝1株当たりの年間の最終利益金額÷株価

特色その2 —— 年1回決算を行ないます。

◆組入株式の配当収益などを原資とします。

◆年1回(原則11月18日)決算を行ないます。

特色その3 —— クレディ・スイスが運用を担当します。

◆スイスの法人である、クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門が「世界高配当株式マザーファンド」の運用を行ないます。

***毎月分配型A(ヘッジなし)・B(ヘッジあり)と資産成長型(ヘッジなし)は、ファンド間でのスイッチングが可能です。**

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。また、スイッチング手数料は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

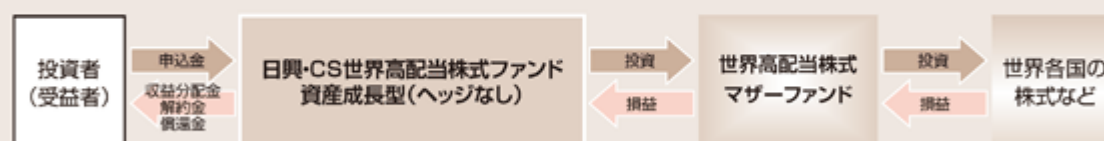
<ご注意>「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B(ヘッジあり)」は、2011年5月18日をもって信託期間が終了いたします。これに伴ない、2011年5月17日以降、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B(ヘッジあり)」とのスイッチングの申込みはできなくなります。なお、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 A(ヘッジなし)」と「日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型(ヘッジなし)」との間のスイッチングについては、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B(ヘッジあり)」の信託期間終了後も引き続き申込みが可能です。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

<ベビーファンド>

<マザーファンド>



高配当株投資について

高配当企業には魅力的な企業が多く、高配当株投資により、安定的な配当収入の確保と中長期的な値上がり益が期待できます。

<配当利回りの高い企業の特徴>

【収益特性】

収益力が高い
割に株価が
安い企業

株式市場で
見過ごされている企業など

収益が安定している
(事業リスクの小さい)
企業

公共性、公益性の
高い企業など

【資産特性】

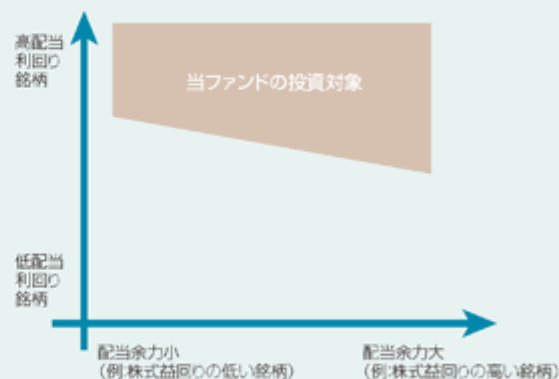
財務体質が良好で
資金力が豊富
(キャッシュリッチ)
な企業

資産価値の大きな大手製造業など

【経営方針】

株主への利益還元や
株価対策に
積極的な企業

<投資対象銘柄>

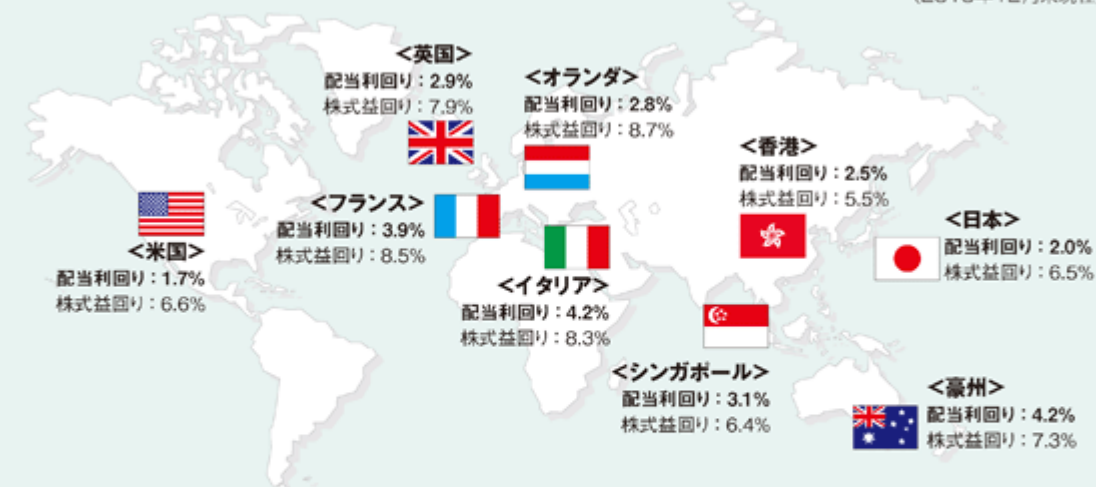


世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、
同時に株式益回りの高い企業など、
配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資します。

※上記はあくまでもイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

主要投資対象国・地域の配当利回りと株式益回りの平均

(2010年12月末現在)



各国(地域)の配当利回りはMSCI国別(地域別)株価指数を構成する全銘柄の予想配当利回りの加重平均、
各国(地域)の株式益回りはMSCI国別(地域別)株価指数を構成する全銘柄の予想株式益回りの加重平均。

(クレディ・スイスからのデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

※上記データは過去のものであり、当該国・地域の株式を組入れることを約束するものでも、将来の運用成果等を約束するものでもありません。

配当余力を高めた世界の株式市場

株式益回りと配当利回りの差は、企業の配当余力の傾向をあらわしており、差が拡大するほど企業の配当余力は高まっていると見てとれます。

企業の配当余力の目安である株式益回りが国債利回りを上回っている場合、株式に対する投資妙味があると考えられ、2002年以降はその状態が続いています。

＜世界の配当利回り、株式益回りの推移＞
1996年12月末～2010年12月末



世界の株式益回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の株式益回りの加重平均。世界の配当利回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の配当利回りの加重平均。

出所:MSCI Inc.

＜世界の株式益回り、国債利回りの推移＞
1996年12月末～2010年12月末



世界の株式益回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の株式益回りの加重平均。世界の国債利回りはシティグループ世界国債インデックスの平均最終利回り。

出所:MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インク

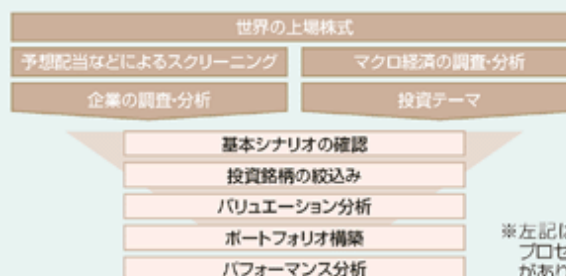
※上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※MSCIワールド指数は、MSCI Inc.が発表している、世界の主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用プロセスと企業調査体制について

＜運用プロセス＞



※左記は2010年9月末現在の運用プロセスであり、将来変更する可能性があります。

＜企業調査体制＞

個別企業の調査・分析にあたっては、クレディ・スイスのグローバルな株式リサーチ・プラットフォームを活用します。クレディ・スイスでは、チューリッヒを中心とする世界の主要拠点に、各セクターに精通した運用担当者を配しています。

投資顧問会社：クレディ・スイスについて

- ・スイスの法人である、クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門が運用します。
- ・クレディ・スイスは、グローバルな株式運用を得意としています。
- ・クレディ・スイス・グループは、預り資産総額約1兆2,512億スイス・フラン(約106兆円)となっており、そのうちアセット・マネジメント部門の運用資産総額は、約4,231億スイス・フラン(約36兆円)を誇ります。(2010年9月末現在)



④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年11月12日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

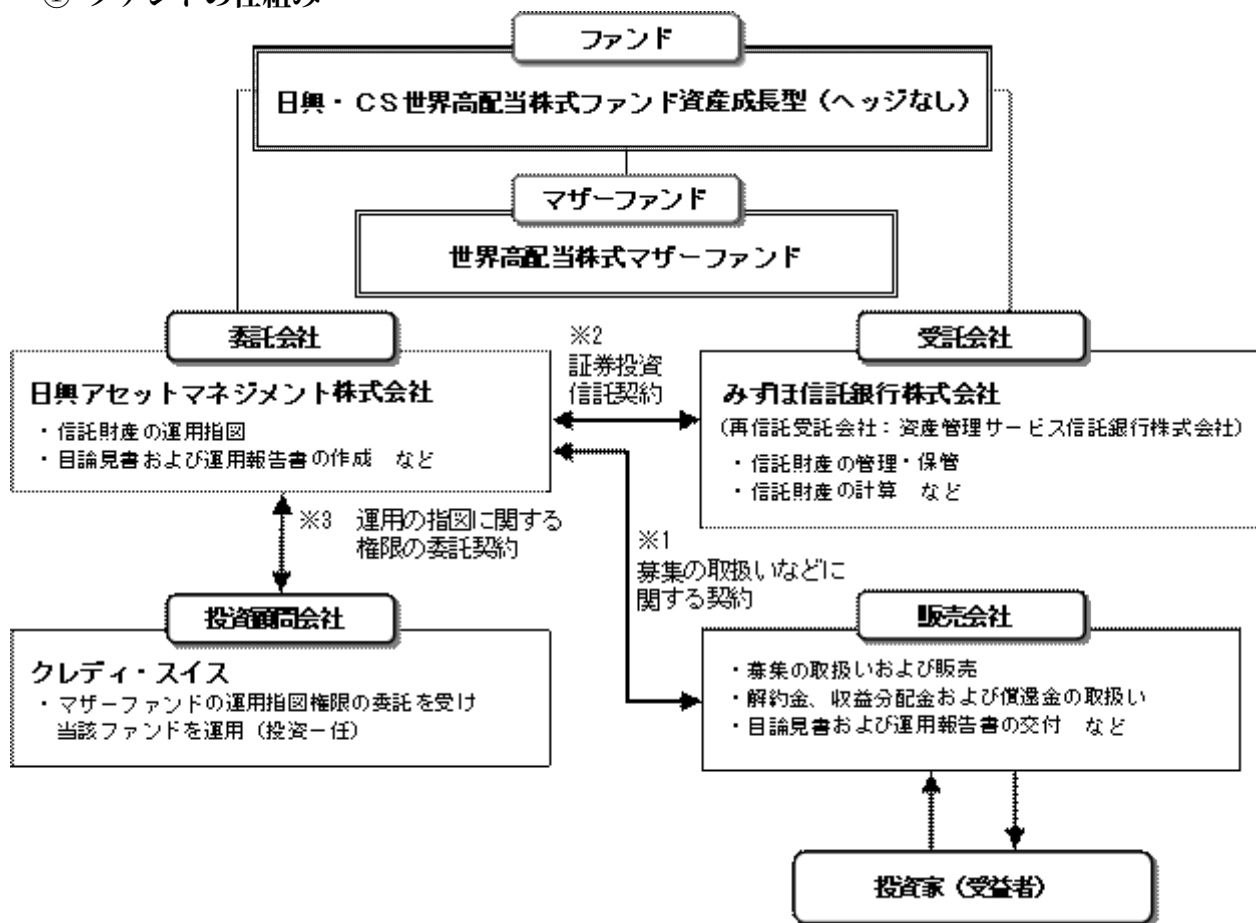
平成23年5月19日 ファンド名称変更（予定）

新名称：日興・CS世界高配当株式ファンド（資産成長型）

旧名称：日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成22年12月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、「世界高配当株式マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることがあります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）>

「世界高配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

② 主として「世界高配当株式マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) コマーシャル・ペーパー

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの

10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの

12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）

15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に表示されるべきもの

- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡し取引
 - 5) 為替先渡し取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

<世界高配当株式マザーファンド>

世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りま。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるものの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引

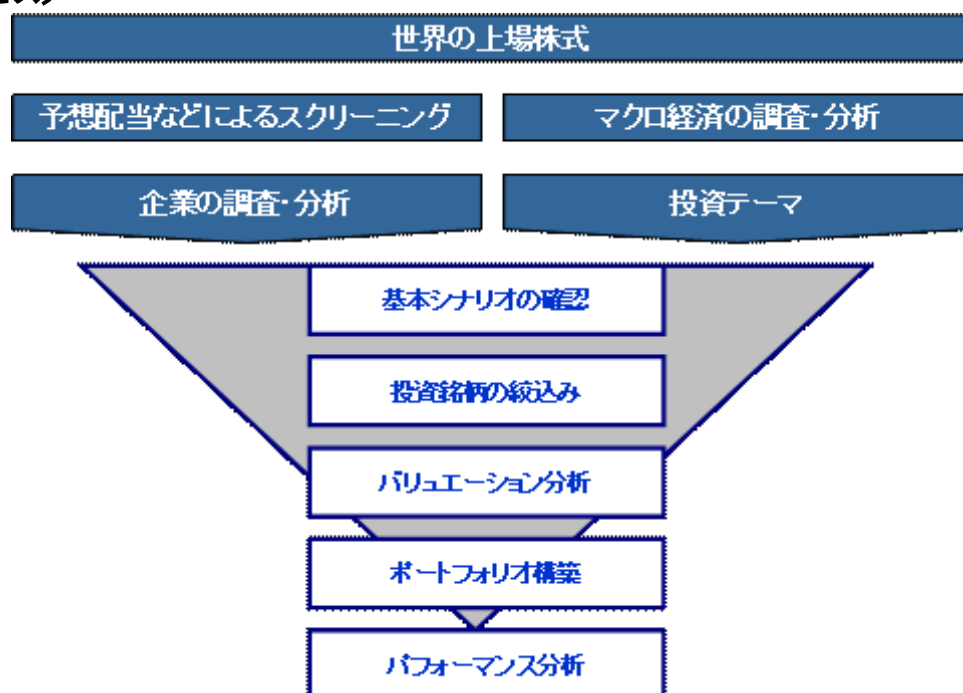
◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <世界高配当株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・ 世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、同時に株式益回りの高い企業など、配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入を得ながら信託財産の成長をめざします。 ・ 株式の銘柄選定にあたっては、各銘柄毎の配当利回り水準、株式益回り水準などの配当余力に加えて、各国市況動向や、各銘柄毎のファンダメンタルズ、割安性、流動性などの分析も行ない投資を行ないます。 ・ 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・ 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	クレディ・スイス（投資一任）
信託期間	無期限（平成17年2月15日設定）
決算日	毎年11月18日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

＜クレディ・スイス（投資顧問会社）における運用体制＞

当ファンドの主要投資対象である「世界高配当株式マザーファンド」の運用にあたっては、クレディ・スイスに運用の指図に関する権限を委託します。

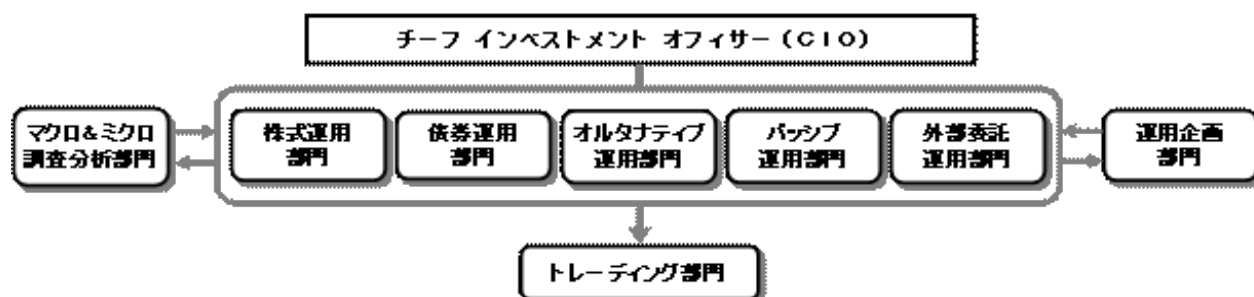
【運用プロセス】**【企業調査体制】**

個別企業の調査・分析にあたっては、クレディ・スイスのグローバルな株式リサーチ・プラットフォームを活用します。クレディ・スイスでは、チューリッヒを中心とする世界の主要拠点に、各セクターに精通した運用担当者を配しています。

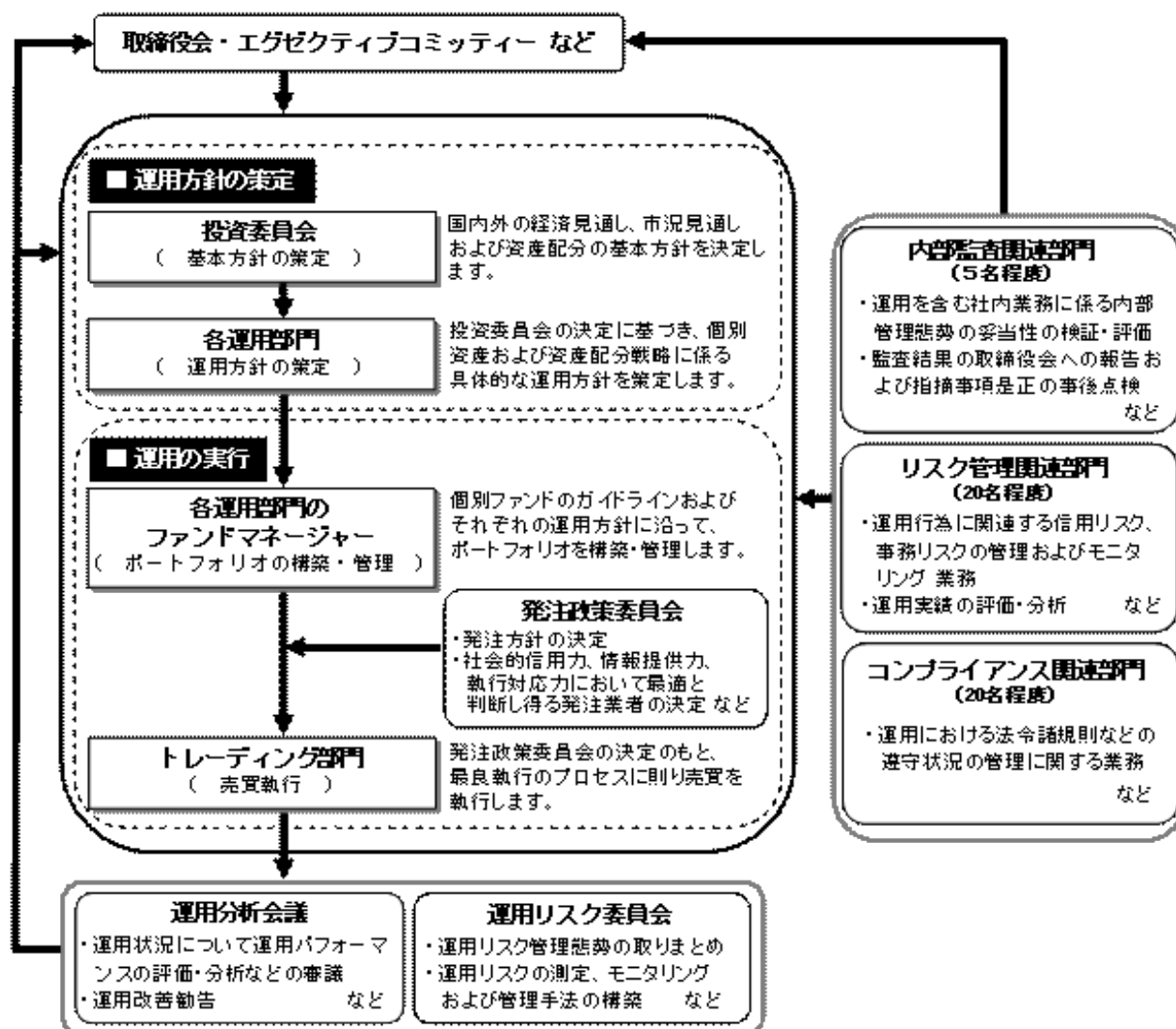
（2010年9月末現在）

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用（投資助言を含みます。）するファンドのモニタリングを行ないます。

※上記体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】**① 約款に定める投資制限**

<日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<世界高配当株式マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ・したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様 に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<その他の留意事項>**・システムリスク・市場リスクなどに関する事項**

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

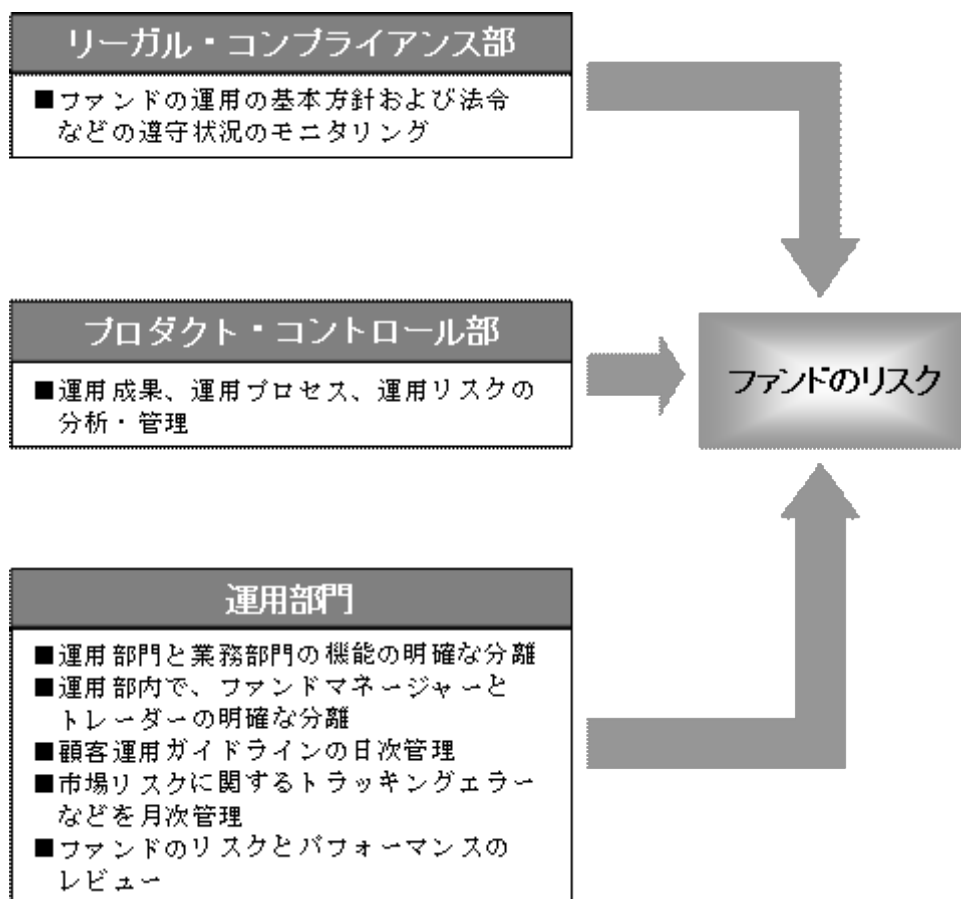
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

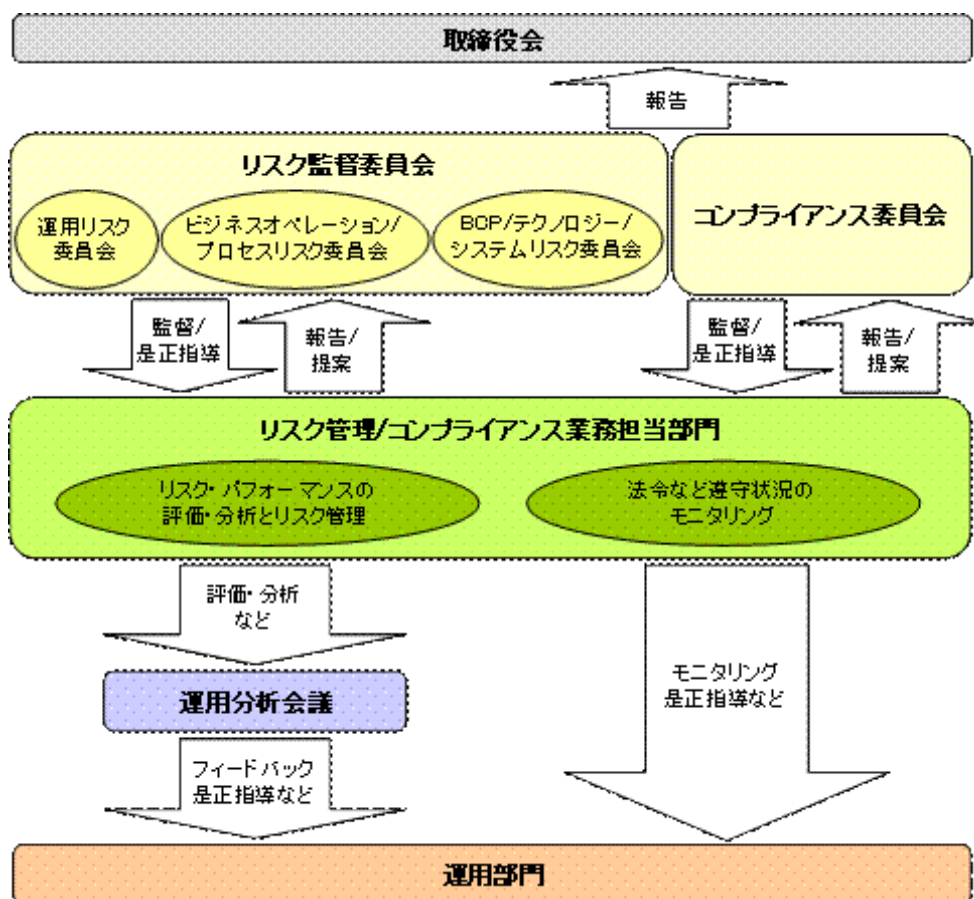
＜クレディ・スイス（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

マザーファンドのリスクに対して、各部門が協力・分担してリスク管理を行なっています。



（2010年9月末現在）

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成22年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

① 申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② スwitching手数料

本書提出日現在、販売会社におけるスイッチング手数料はありません。

※「日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）」、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）」、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」の間でスイッチングを行なうことができます。

※「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」は、平成23年5月18日をもって信託期間が終了いたします。これに伴ない、平成23年5月17日以降、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」とのスイッチングの申込みはできなくなります。なお、「日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）」と「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）」との間のスイッチングについては、「日興・CS世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」の信託期間終了後も引き続き申込みが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.155%（税抜1.1%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000億円以下の部分	1.1550% (1.10%)	0.6195% (0.59%)	0.4725% (0.45%)	0.0630% (0.06%)
1,000億円超の部分		0.6300% (0.60%)		0.0525% (0.05%)

※括弧内は税抜です。

※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

２）解約金および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・ なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

※ 確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税

のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。
- 2) 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

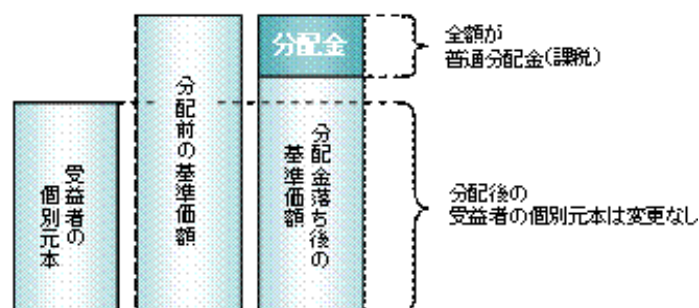
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と特別分配金

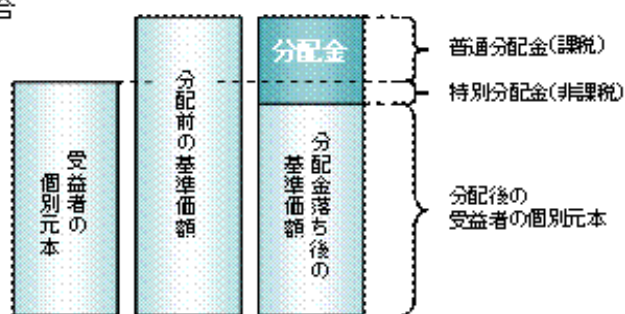
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2010年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	166,073,888	96.97
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	5,185,205	3.03
合計（純資産総額）		171,259,093	100.00

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****イ.評価額上位銘柄明細**

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率(%)
日本	親投資信託受益証券	世界高配当株式マザーファンド	174,704,280	0.9275	162,038,635	0.9506	166,073,888	96.97

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.97
合 計	96.97

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2009年11月18日	270	270	1.1083	1.1083
第2計算期間末	2010年11月18日	193	194	1.0850	1.0910
2009年12月末日		254	—	1.1478	—
2010年 1月末日		218	—	1.0710	—
2月末日		222	—	1.0680	—
3月末日		250	—	1.1769	—
4月末日		231	—	1.1955	—
5月末日		201	—	1.0471	—
6月末日		193	—	0.9998	—
7月末日		222	—	1.0606	—
8月末日		190	—	1.0014	—
9月末日		200	—	1.0786	—
10月末日		188	—	1.0686	—
11月末日		193	—	1.0796	—
12月末日		171	—	1.1102	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年11月12日～2009年11月18日	0
第2期	2009年11月19日～2010年11月18日	0.0060

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年11月12日～2009年11月18日	10.83
第2期	2009年11月19日～2010年11月18日	△1.56

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年11月12日～2009年11月18日	495,421,094	251,525,963
第2期	2009年11月19日～2010年11月18日	88,642,726	154,293,831

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）世界高配当株式マザーファンド

以下の運用状況は2010年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,644,134,000	6.64
	アメリカ	30,583,283,366	43.72
	カナダ	3,429,253,975	4.90
	ドイツ	2,781,249,822	3.98
	イタリア	1,386,400,221	1.98
	フランス	3,443,832,970	4.92
	オーストラリア	2,953,086,841	4.22
	イギリス	8,873,122,602	12.69
	スイス	2,168,587,687	3.10
	バミューダ	844,229,379	1.21
	香港	1,327,979,202	1.90
	シンガポール	2,505,248,218	3.58
	オランダ	910,123,012	1.30
	スペイン	796,852,613	1.14
	ノルウェー	741,448,426	1.06
	ルクセンブルグ	534,401,725	0.76
	フィンランド	375,138,627	0.54
	小計	68,298,372,686	97.65
出資金	アメリカ	619,518,761	0.89
新株予約権証券	イタリア	295,787	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	1,026,624,009	1.47
合計（純資産総額）		69,944,811,243	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約先物取引	売建	—	373,370,700	△0.53

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	BHP BILLITON PLC	素材	618,000	2,953.94	1,825,535,167	3,308.72	2,044,786,982	2.92
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	594,000	2,566.40	1,524,442,491	2,722.86	1,617,376,761	2.31
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	680,000	2,083.70	1,416,915,524	2,279.28	1,549,907,204	2.22
アメリカ	株式	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	536,000	2,690.80	1,442,268,692	2,804.07	1,502,982,002	2.15
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	192,000	6,719.67	1,290,175,756	7,445.74	1,429,582,329	2.04
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	272,000	4,709.31	1,280,931,531	4,787.54	1,302,210,200	1.86
アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	223,000	4,955.41	1,105,055,738	5,535.62	1,234,442,301	1.76
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	583,000	1,993.25	1,162,062,068	2,013.62	1,173,939,235	1.68
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	754,000	1,342.96	1,012,588,220	1,434.22	1,081,404,896	1.55
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	1,239,000	835.40	1,035,061,095	838.69	1,039,135,522	1.49
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	349,000	2,808.96	980,327,144	2,950.75	1,029,812,762	1.47
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	536,000	1,823.04	977,149,922	1,887.88	1,011,904,912	1.45
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	338,000	2,512.34	849,169,804	2,843.19	960,996,901	1.37
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	204,000	4,428.98	903,512,226	4,673.45	953,384,106	1.36
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	150,000	6,386.37	957,955,695	6,273.92	941,087,265	1.35
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	546,000	1,716.99	937,478,887	1,706.40	931,694,727	1.33
アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	305,000	2,838.30	865,680,493	2,998.83	914,643,760	1.31
アメリカ	株式	MATTEL INC	耐久消費財・アパレル	424,000	2,030.73	861,029,859	2,095.11	888,325,749	1.27
アメリカ	株式	PAYCHEX INC	ソフトウェア・サービス	352,000	2,266.24	797,715,388	2,518.04	886,350,432	1.27
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	203,500	3,978.34	809,592,556	4,343.42	883,885,359	1.26
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	253,000	3,192.78	807,772,884	3,451.92	873,334,849	1.25
日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	216,000	3,770.00	814,320,000	3,990.00	861,840,000	1.23
フランス	株式	VINCI SA	資本財	193,000	4,285.79	827,157,084	4,453.57	859,539,492	1.23
日本	株式	任天堂	その他製品	36,000	21,850.00	786,600,000	23,830.00	857,880,000	1.23
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	386,000	2,115.48	816,575,434	2,163.56	835,133,967	1.19
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	343,000	2,278.46	781,511,917	2,388.47	819,245,861	1.17
アメリカ	株式	3M CO	資本財	114,000	6,841.09	779,883,747	7,070.07	805,988,253	1.15
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	254,000	2,988.72	759,135,489	3,162.00	803,148,000	1.15
スイス	株式	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	保険	37,400	20,346.42	760,955,958	21,270.47	795,515,503	1.14
アメリカ	株式	VF CORP	耐久消費財・アパレル	112,000	6,576.24	736,539,216	7,099.41	795,133,785	1.14

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	医薬品	1.10
		機械	0.62
		その他製品	1.23
		情報・通信業	2.65
		小売業	0.47
		銀行業	0.57
	国外	エネルギー	10.47
		素材	8.49
		資本財	6.68
		商業・専門サービス	1.31
		運輸	4.11
		耐久消費財・アパレル	2.89
		消費者サービス	2.25
		メディア	2.28
		小売	2.23
		食品・生活必需品小売り	0.10
		食品・飲料・タバコ	7.36
		家庭用品・パーソナル用品	0.98
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.79
		銀行	8.57
		各種金融	3.88
		保険	6.34
		ソフトウェア・サービス	3.81
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.16
		電気通信サービス	4.26
		公益事業	3.95
		半導体・半導体製造装置	4.09
出資金	—	—	0.89
新株予約権証券	—	—	0.00
合 計			98.53

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

＜為替予約取引＞

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約先物取引	米ドル	売建	2,450,000	200,900,000	199,601,500	△0.29
	豪ドル	売建	1,270,000	105,498,900	105,486,200	△0.15

	英ポンド	売建	540,000	68,337,000	68,283,000	△0.10
--	------	----	---------	------------	------------	-------

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考情報)
運用実績

2010年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 11,102円

純資産総額..... 1.71億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの価です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2009年11月	2010年11月	設定来累計
0円	60円	60円

主要な資産の状況

<資産構成比>

国内株式	6.4%
うち先物	0.0%
外国株式	89.1%
うち先物	0.0%
CB	0.0%
公社債	0.0%
現金その他	4.5%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位10カ国>

国名	比率
1 アメリカ	44.6%
2 イギリス	12.7%
3 日本	6.6%
4 フランス	4.9%
5 カナダ	4.9%
6 オーストラリア	4.2%
7 ドイツ	4.0%
8 シンガポール	3.6%
9 スイス	3.1%
10 イタリア	2.0%

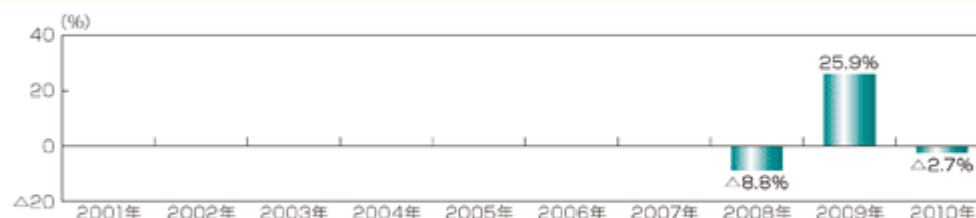
※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:111銘柄)

	銘柄	通貨	業種	比率
1	BHP BILLITON PLC	イギリスポンド	素材	2.92%
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	ユーロ	エネルギー	2.31%
3	MICROSOFT CORP	アメリカドル	ソフトウェア・サービス	2.22%
4	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	アメリカドル	半導体・半導体製造装置	2.15%
5	CHEVRON CORP	アメリカドル	エネルギー	2.04%
6	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカドル	食品・飲料・タバコ	1.86%
7	CONOCOPHILLIPS	アメリカドル	エネルギー	1.76%
8	ALTRIA GROUP INC	アメリカドル	食品・飲料・タバコ	1.68%
9	PFIZER INC	アメリカドル	医薬品・バイオテクノロジー	1.55%
10	HSBC HOLDINGS PLC	イギリスポンド	銀行	1.49%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・「日興・C S世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）」、「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）」、「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」の間でスイッチングを行なうことができます。

※「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」は、平成23年5月18日をもって信託期間が終了いたします。これに伴ない、平成23年5月17日以降、「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」とのスイッチングの申込みはできなくなります。なお、「日興・C S世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）」と「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）」との間のスイッチングについては、「日興・C S世界高配当株式ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）」の信託期間終了後も引き続き申込みが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●チューリッヒの銀行休業日

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
 - チューリッヒの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

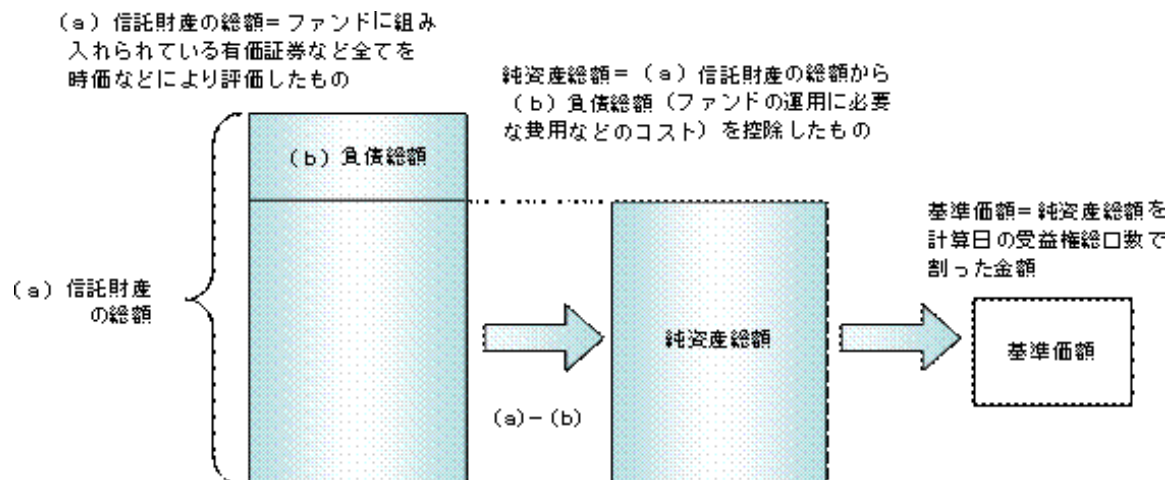
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成30年11月19日までとします（平成20年11月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

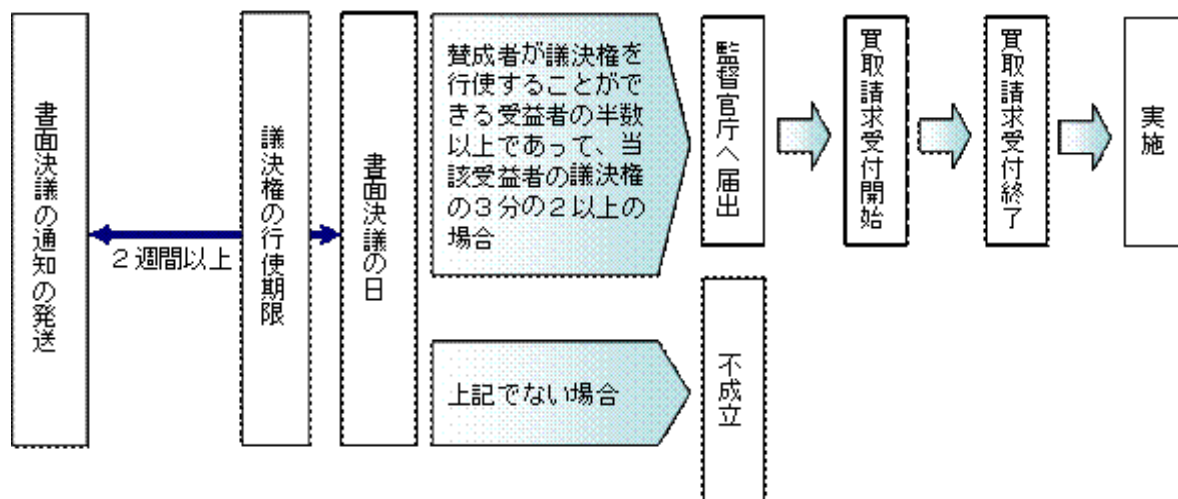
1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成20年11月12日から平成21年11月18日までであります。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年11月12日から平成21年11月18日まで）及び第2期計算期間（平成21年11月19日から平成22年11月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

日興・C S世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成21年11月18日現在	第2期 平成22年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,147,958	7,064,229
親投資信託受益証券	262,257,659	187,570,219
未収入金	1,115,788	1,218,467
未収利息	—	14
流動資産合計	273,521,405	195,852,929
資産合計	273,521,405	195,852,929
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	1,069,464
未払解約金	1,103,379	—
未払受託者報酬	103,001	64,095
未払委託者報酬	1,786,569	1,112,170
その他未払費用	229,486	209,329
流動負債合計	3,222,435	2,455,058
負債合計	3,222,435	2,455,058
純資産の部		
元本等		
元本	243,895,131	178,244,026
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,403,839	15,153,845
（分配準備積立金）	42,601,861	23,583,166
元本等合計	270,298,970	193,397,871
純資産合計	270,298,970	193,397,871
負債純資産合計	273,521,405	195,852,929

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日	第2期 自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
営業収益		
受取利息	7,904	5,718
有価証券売買等損益	66,417,155	3,276,947
営業収益合計	66,425,059	3,282,665
営業費用		
受託者報酬	148,914	138,955
委託者報酬	2,583,287	2,410,676
その他費用	236,322	220,504
営業費用合計	2,968,523	2,770,135
営業利益又は営業損失（△）	63,456,536	512,530
経常利益又は経常損失（△）	63,456,536	512,530
当期純利益又は当期純損失（△）	63,456,536	512,530
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,854,675	558,246
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	26,403,839
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,910,057	5,566,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,910,057	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	5,566,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,108,079	15,701,786
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	15,701,786
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,108,079	—
分配金	—	1,069,464
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,403,839	15,153,845

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第1期 自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日	第2期 自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受 益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成21年11月18日現在		第2期 平成22年11月18日現在	
1. 期首元本額	1,000,000円	1. 期首元本額	243,895,131円
期中追加設定元本額	494,421,094円	期中追加設定元本額	88,642,726円
期中一部解約元本額	251,525,963円	期中一部解約元本額	154,293,831円
2. 計算期間末日における受益 権の総数	243,895,131口	2. 計算期間末日における受益 権の総数	178,244,026口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日		第2期 自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日	
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託 するために要する費用	915,255円	1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託 するために要する費用	856,602円
2 分配金の計算過程		2 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配 当等収益	9,971,670円	A 計算期末における費用控除後の配 当等収益	4,548,897円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益	32,630,191円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	910,201円	C 信託約款に定める収益調整金	11,854,398円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0円	D 信託約款に定める分配準備積立金	20,103,733円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	43,512,062円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	36,507,028円
F 分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1784円 1,784円	F 分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.2048円 2,048円
G 分配金額	0円	G 分配金額	1,069,464円
H 分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0000円 0円	H 分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0060円 60円
3 その他費用の内訳 信託事務費用	236,322円		

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	第2期 自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期（自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	262,257,659	46,154,846
合 計	262,257,659	46,154,846

第2期（自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,841,304
合 計	1,841,304

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第1期 平成21年11月18日現在		第2期 平成22年11月18日現在	
1口当たり純資産額	1.1083円	1口当たり純資産額	1.0850円
（1万口当たり純資産額）	（11,083円）	（1万口当たり純資産額）	（10,850円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	世界高配当株式マザーファンド	202,341,121	187,570,219	
親投資信託受益証券 合計		202,341,121	187,570,219	
合 計		202,341,121	187,570,219	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「世界高配当株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「世界高配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

世界高配当株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成21年11月18日現在	平成22年11月18日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,624,367,144	1,404,690,500
出資金		1,366,328,250	700,156,652
株式		131,678,844,934	71,712,601,023
新株予約権証券		6,180,541	619,152
派生商品評価勘定		—	169,500
未収入金		627,724,045	683,435,891
未収配当金		539,551,490	266,787,393
未収利息		—	2,802
流動資産合計		136,842,996,404	74,768,462,913
資産合計		136,842,996,404	74,768,462,913
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	1,282,000
未払解約金		1,752,996,475	1,192,800,116
流動負債合計		1,752,996,475	1,194,082,116
負債合計		1,752,996,475	1,194,082,116
純資産の部			
元本等			
元本		145,156,597,928	79,372,253,860
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△10,066,597,999	△5,797,873,063
元本等合計		135,089,999,929	73,574,380,797
純資産合計		135,089,999,929	73,574,380,797
負債純資産合計		136,842,996,404	74,768,462,913

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日	自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	出資金、株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	出資金、株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成21年11月18日現在		平成22年11月18日現在	
1. 期首	平成20年11月12日	1. 期首	平成21年11月19日
期首元本額	170,056,887,658円	期首元本額	145,156,597,928円
期首からの追加設定元本額	29,008,763,716円	期首からの追加設定元本額	1,022,124,296円
期首からの一部解約元本額	53,909,053,446円	期首からの一部解約元本額	66,806,468,364円
平成21年11月18日現在の元本の内訳 ※		平成22年11月18日現在の元本の内訳 ※	
日興・C S 世界高配当株式ファンド毎月分配型 A (ヘッジなし)	143,338,284,625円	日興・C S 世界高配当株式ファンド毎月分配型 A (ヘッジなし)	78,228,493,453円
世界高配当株式ポートフォリオ	1,146,550,048円	世界高配当株式ポートフォリオ	636,074,804円
日興・C S 世界高配当株式ファンド毎月分配型 B (ヘッジあり)	389,977,868円	日興・C S 世界高配当株式ファンド毎月分配型 B (ヘッジあり)	305,344,482円
日興・C S 世界高配当株式ファンド資産成長型 (ヘッジなし)	281,785,387円	日興・C S 世界高配当株式ファンド資産成長型 (ヘッジなし)	202,341,121円
計	145,156,597,928円	計	79,372,253,860円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	145,156,597,928口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	79,372,253,860口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,066,597,999円であります。		3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,797,873,063円であります。	

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

対象期間（自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
出資金	1,366,328,250	530,352,410
株式	131,678,844,934	22,724,011,397
新株予約権証券	6,180,541	3,747,967
合計	133,051,353,725	23,258,111,774

対象期間（自 平成21年11月19日 至 平成22年11月18日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
出資金	0
株式	3,864,217,374
新株予約権証券	△4,634,261
合計	3,859,583,113

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成20年11月12日 至 平成21年11月18日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成21年11月18日現在）

該当事項はありません。

（平成22年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建	638,563,500	—	639,676,000	△1,112,500
	米ドル	240,845,000	—	241,425,000	△580,000
	加ドル	77,444,000	—	77,358,500	85,500
	英ポンド	72,765,000	—	72,880,500	△115,500
	香港ドル	75,194,000	—	75,110,000	84,000
	シンガポールドル	76,716,000	—	76,920,000	△204,000
	ユーロ	95,599,500	—	95,982,000	△382,500
	合計	638,563,500	—	639,676,000	△1,112,500

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成21年11月18日現在		平成22年11月18日現在	
1口当たり純資産額	0.9307円	1口当たり純資産額	0.9270円
（1万口当たり純資産額）	（9,307円）	（1万口当たり純資産額）	（9,270円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本円	株			
武田薬品工業	193,000	3,970.00	766,210,000.00	
SANKYO	95,000	4,385.00	416,575,000.00	
任天堂	39,300	21,850.00	858,705,000.00	
トレンドマイクロ	297,000	2,476.00	735,372,000.00	
日本オラクル	216,000	3,770.00	814,320,000.00	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,100	136,800.00	287,280,000.00	
ローソン	82,000	3,680.00	301,760,000.00	
三井住友フィナンシャルグループ	138,000	2,652.00	365,976,000.00	
日本円小計	1,062,400		4,546,198,000.00 (4,546,198,000.00)	
米ドル	株			
CHEVRON CORP	222,500	82.46	18,347,350.00	
CONOCOPHILLIPS	223,000	60.81	13,560,630.00	
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	213,500	45.66	9,748,410.00	
MEADWESTVACO CORP	294,000	25.41	7,470,540.00	
NUCOR CORP	227,000	37.64	8,544,280.00	
SOUTHERN COPPER CORP(US)	113,000	42.53	4,805,890.00	
3M CO	114,000	83.95	9,570,300.00	
CATERPILLAR INC	57,000	81.17	4,626,690.00	
EMERSON ELECTRIC CO	211,500	54.35	11,495,025.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	236,500	48.82	11,545,930.00	
WASTE MANAGEMENT INC	318,000	34.83	11,075,940.00	
LEGGETT & PLATT INC	180,000	20.00	3,600,000.00	
MATTEL INC	441,000	24.92	10,989,720.00	
VF CORP	112,000	80.70	9,038,400.00	
MCDONALD'S CORP	150,000	78.37	11,755,500.00	
HOME DEPOT INC	388,000	30.83	11,962,040.00	
ALTRIA GROUP INC	636,000	24.46	15,556,560.00	
HJ HEINZ CO	156,000	47.75	7,449,000.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	294,500	57.79	17,019,155.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	133,000	61.67	8,202,110.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	386,000	25.96	10,020,560.00	
MERCK & CO. INC.	349,000	34.47	12,030,030.00	
PFIZER INC	882,000	16.48	14,535,360.00	
BANK OF HAWAII CORP	60,000	44.46	2,667,600.00	
JPMORGAN CHASE & CO	274,000	39.18	10,735,320.00	
NYSE EURONEXT	235,000	28.35	6,662,250.00	
ALLSTATE CORP	157,000	29.85	4,686,450.00	
MARSH & MCLENNAN COS	241,500	24.89	6,010,935.00	
TRAVELERS COS INC/THE	104,000	55.37	5,758,480.00	
MICROSOFT CORP	808,000	25.57	20,660,560.00	
PAYCHEX INC	352,000	27.81	9,789,120.00	
AT&T INC	374,000	27.96	10,457,040.00	
CENTURYLINK INC	76,000	41.90	3,184,400.00	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	211,000	32.34	6,823,740.00	
EXELON CORP	83,000	40.00	3,320,000.00	
P G & E CORP	18,000	47.18	849,240.00	
PROGRESS ENERGY INC	114,000	43.93	5,008,020.00	
XCEL ENERGY INC	219,000	23.40	5,124,600.00	

INTEL CORP	546,000	21.07	11,504,220.00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	255,000	22.34	5,696,700.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	562,000	33.02	18,557,240.00	
米ドル小計	11,027,000		380,445,335.00 (31,675,878,592.00)	
加ドル	株			
TRANSCANADA CORP	254,000	35.95	9,131,300.00	
BANK OF MONTREAL	169,000	58.20	9,835,800.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	155,000	53.00	8,215,000.00	
IGM FINANCIAL INC	173,400	41.72	7,234,248.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	284,000	25.64	7,281,760.00	
加ドル小計	1,035,400		41,698,108.00 (3,395,893,915.00)	
豪ドル	株			
ORICA LIMITED	238,000	25.19	5,995,220.00	
MAP GROUP	2,253,000	3.00	6,759,000.00	
TABCORP HOLDINGS LTD	1,120,000	7.17	8,030,400.00	
COCA-COLA AMATIL LTD	430,000	11.76	5,056,800.00	
WESTPAC BANKING CORP	575,000	21.93	12,609,750.00	
豪ドル小計	4,616,000		38,451,170.00 (3,145,690,217.00)	
英ポンド	株			
BHP BILLITON PLC	618,000	23.35	14,433,390.00	
SMITHS GROUP PLC	72,000	11.32	815,040.00	
PEARSON PLC	461,000	9.36	4,314,960.00	
SAINSBURY (J) PLC	221,000	3.67	812,617.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	277,000	23.63	6,545,510.00	
DIAGEO PLC	424,000	11.65	4,939,600.00	
ASTRAZENECA PLC	194,500	30.37	5,907,937.50	
HSBC HOLDINGS PLC	1,239,000	6.60	8,183,595.00	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,254,000	0.97	3,166,142.00	
SAGE GROUP PLC/THE	1,175,000	2.63	3,096,125.00	
VODAFONE GROUP PLC	1,947,000	1.66	3,250,516.50	
NATIONAL GRID PLC	607,000	5.84	3,547,915.00	
英ポンド小計	10,489,500		59,013,348.00 (7,820,448,876.00)	
スイスフラン	株			
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	59,500	144.40	8,591,800.00	
CREDIT SUISSE GROUP-REG	210,000	40.95	8,599,500.00	
ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	39,200	235.60	9,235,520.00	
スイスフラン小計	308,700		26,426,820.00 (2,222,231,293.00)	
香港ドル	株			
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,412,000	27.00	65,124,000.00	
HANG SENG BANK LTD	509,000	122.40	62,301,600.00	
HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	433,000	49.95	21,628,350.00	
香港ドル小計	3,354,000		149,053,950.00 (1,599,348,883.00)	
シンガポールドル	株			
KEPPEL CORP LTD	206,000	10.60	2,183,600.00	
SINGAPORE TECH ENGINEERING	2,157,000	3.36	7,247,520.00	
SINGAPORE POST LTD	7,048,000	1.16	8,175,680.00	
SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	1,998,000	4.20	8,391,600.00	
DBS GROUP HOLDINGS LTD	595,000	13.92	8,282,400.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	409,000	18.30	7,484,700.00	

シンガポールドル小計	12,413,000		41,765,500.00 (2,677,586,205.00)	
ノルウェークローネ	株			
FRED OLSEN ENERGY ASA	94,798	231.20	21,917,297.60	
SEADRILL LTD	332,000	190.60	63,279,200.00	
STATOIL ASA	128,000	124.70	15,961,600.00	
ORKLA ASA	196,000	55.35	10,848,600.00	
ノルウェークローネ小計	750,798		112,006,697.60 (1,549,052,627.00)	
ユーロ	株			
ENI SPA	227,000	16.12	3,659,240.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	594,000	23.78	14,128,290.00	
TECHNIP SA	59,500	60.85	3,620,575.00	
BASF SE	120,000	55.49	6,658,800.00	
KONINKLIJKE DSM NV	52,500	38.80	2,037,000.00	
VINCI SA	210,000	39.72	8,342,250.00	
ATLANTIA SPA	330,750	16.05	5,308,537.50	
DEUTSCHE POST AG	467,000	13.75	6,421,250.00	
TOTAL SA	137,000	38.59	5,287,515.00	
SES	293,500	18.20	5,341,700.00	
PPR	48,500	115.25	5,589,625.00	
UNILEVER NV-CVA	245,500	22.24	5,459,920.00	
SANOFI-AVENTIS	127,000	49.50	6,286,500.00	
BANCO SANTANDER SA	374,000	8.57	3,207,424.00	
ALLIANZ SE-REG	84,000	89.71	7,535,640.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	55,000	112.60	6,193,000.00	
NOKIA OYJ	43,000	7.54	324,220.00	
KONINKLIJKE KPN NV	276,000	11.64	3,214,020.00	
TELEFONICA SA	371,000	17.86	6,626,060.00	
FORTUM OYJ	139,500	20.64	2,879,280.00	
GDF SUEZ	135,000	27.01	3,647,025.00	
SNAM RETE GAS	1,075,100	3.77	4,058,502.50	
ユーロ小計	5,464,850		115,826,374.00 (13,080,272,415.00)	
合 計	株 50,521,648		71,712,601,023.00 (67,166,403,023.00)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	出資金	ALLIANCEBERNSTEIN HOLDING LP	352,000	8,409,280.00	
	出資金小計		352,000	8,409,280.00 (700,156,652)	
米ドル合計				(700,156,652)	
ユーロ	新株予約権証券	UBI BANCA SCPA-CW11	830,700	5,482.62	
	新株予約権証券小計		830,700	5,482.62 (619,152)	
ユーロ合計				(619,152)	
合計				円 700,775,804 (700,775,804)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入出資金 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 41銘柄	97.8%	—	—	46.7%
	出資金 1銘柄	—	2.2%	—	1.0%
加ドル	株式 5銘柄	100.0%	—	—	5.0%
豪ドル	株式 5銘柄	100.0%	—	—	4.6%
英ポンド	株式 12銘柄	100.0%	—	—	11.5%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.0%	—	—	3.3%
香港ドル	株式 3銘柄	100.0%	—	—	2.4%
シンガポールドル	株式 6銘柄	100.0%	—	—	3.9%
ノルウェークローネ	株式 4銘柄	100.0%	—	—	2.3%
ユーロ	株式 22銘柄	100.0%	—	—	19.3%
	新株予約権証券 1銘柄	—	—	0.0%	0.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2010年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	171,543,333 円
II 負債総額	284,240 円
III 純資産総額（I－II）	171,259,093 円
IV 発行済口数	154,256,146 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1102 円

（参考）世界高配当株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	70,231,304,340 円
II 負債総額	286,493,097 円
III 純資産総額（I－II）	69,944,811,243 円
IV 発行済口数	73,582,076,219 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9506 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容**① 譲渡制限はありません。****② 受益権の譲渡**

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****（1）資本金の額**

平成22年12月末現在

資本金	17,363,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

（2）会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年12月末現在）

（3）運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成22年12月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成22年12月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	404	69,898
株式投資信託	332	57,175
単位型	42	1,581
追加型	290	55,593
公社債投資信託	72	12,723
単位型	55	737
追加型	17	11,985
投資法人合計	1	32

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第50期 (平成21年 3 月31日)	第51期 (平成22年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	27,759 ※3	23,445
前払費用	393	359
未収入金	3,869	2
未収委託者報酬	5,506	6,451
未収収益 ※3	582 ※3	592
立替金	222	177
繰延税金資産	862	1,644
その他 ※2	30 ※2	30
流動資産合計	39,226	32,703
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	313 ※1	134
器具備品 ※1	346 ※1	215
有形固定資産合計	660	350
無形固定資産		
ソフトウェア	73	52
電話加入権等	21	—
無形固定資産合計	94	52
投資その他の資産		
投資有価証券	1,243	11,021
関係会社株式	7,719	8,659
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	1,037	1,042
繰延税金資産	1,218	1,031
その他	0	—
子会社投資損失引当金	△576	△576
投資その他の資産合計	10,702	21,239
固定資産合計	11,458	21,642
資産合計	50,684	54,345

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年 3月31日)	第51期 (平成22年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	181	645
未払金	2,811	3,478
未払収益分配金	7	8
未払償還金	187	194
未払手数料	2,391 ※3	2,872
その他未払金	225	402
未払費用 ※3	3,701 ※3	3,804
未払法人税等	—	404
未払消費税等	—	129
賞与引当金	1,821	2,015
特別賞与引当金	—	1,204
役員賞与引当金	191	235
役員特別賞与引当金	—	106
その他	16	5
流動負債合計	8,723	12,028
固定負債		
退職給付引当金	612	743
その他	102	102
固定負債合計	714	846
負債合計	9,438	12,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金	4,272	5,220
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	20,593	18,814
利益剰余金合計	20,593	18,814
自己株式	—	△53
株主資本合計	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△26	121
評価・換算差額等合計	△26	121
純資産合計	41,246	41,470
負債純資産合計	50,684	54,345

（２）【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,567	49,510
その他営業収益	2,962	2,788
営業収益計	59,529	52,298
営業費用		
支払手数料	27,877	24,262
広告宣伝費	1,298	878
公告費	17	11
調査費	12,861	11,406
調査費	854	699
委託調査費	11,990	10,689
図書費	15	17
委託計算費	491	450
営業雑経費	714	585
通信費	190	167
印刷費	340	310
協会費	49	42
諸会費	7	6
その他	126	58
営業費用計	43,260	37,594
一般管理費		
給料	7,124	6,920
役員報酬	228	239
役員賞与引当金繰入額	191	235
給料・手当	4,879	4,343
賞与	4	86
賞与引当金繰入額	1,821	2,015
交際費	79	76
寄付金	33	55
旅費交通費	264	253
租税公課	255	225
不動産賃借料	921	921
退職給付費用	336	315
退職金	14	5
固定資産減価償却費	801	358
諸経費	2,992	2,710
一般管理費計	12,824	11,842
営業利益	3,444	2,862

(単位：百万円)		
	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	※ 1 710	※ 1 714
有価証券売却益	160	—
有価証券償還益	73	13
時効成立分配金・償還金	106	23
その他	122	123
営業外収益計	1,176	876
営業外費用		
支払利息	15	9
有価証券売却損	51	—
有価証券償還損	200	—
時効成立後支払分配金・償還金	129	56
支払源泉所得税	—	71
為替差損	—	53
弁護士報酬等	37	37
その他	2	111
営業外費用計	438	340
経常利益	4,182	3,397
特別利益		
投資有価証券売却益	38	84
特別利益計	38	84
特別損失		
投資有価証券売却損	226	12
投資有価証券評価損	569	—
関係会社株式評価損	454	—
固定資産処分損	0	7
特別賞与引当金繰入額	—	3,742
役員特別賞与引当金繰入額	—	355
割増退職金	433	29
その他	—	246
特別損失計	1,685	4,393
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	2,535	△911
法人税、住民税及び事業税	273	482
法人税等調整額	568	△697
法人税等合計	842	△214
当期純利益又は当期純損失(△)	1,693	△696

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：百万円)	
	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,287	16,403
当期変動額		
新株の発行	115	960
当期変動額合計	115	960
当期末残高	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,157	4,272
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,272	5,220
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,161	4,277
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
当期変動額合計	△1,067	△1,779
当期末残高	20,593	18,814
利益剰余金合計		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
当期変動額合計	△1,067	△1,779
当期末残高	20,593	18,814

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
当期変動額合計	—	△53
当期末残高	—	△53
株主資本合計		
前期末残高	42,109	41,273
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
当期変動額合計	△836	75
当期末残高	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	99	△26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△126	148
当期末残高	△26	121
評価・換算差額等合計		
前期末残高	99	△26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△126	148
当期末残高	△26	121
純資産合計		
前期末残高	42,208	41,246
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△962	224
当期末残高	41,246	41,470

重要な会計方針

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左
	—	(5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
	—	(6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	(「退職給付に係る会計基準」の一部改正) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 905百万円 器具備品 502百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、N C T 信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年3月1日付でN C T 信託銀行株式会社に社名変更を行っております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,095百万円 未収収益 33百万円 (流動負債) 未払手数料 4百万円 未払費用 256百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 703百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 712百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	—	670,000	5,330,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	300,000	2,840,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	150,000	1,320,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	—	530,000	3,610,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計			26,780,000	—	1,650,000	25,130,000	—

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

第51期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	12,000,000	—	197,012,500

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	—	357,000	272,000	85,000

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	6,000,000	—	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	6,000,000	—	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	5,330,000	—	5,330,000	—	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	2,840,000	—	2,840,000	—	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,320,000	—	1,320,000	—	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,610,000	—	3,610,000	—	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	30,000	—	—
	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	19,724,100	165,000	19,559,100	—
合計			25,130,000	19,724,100	25,295,000	19,559,100	—

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(リース取引関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
1 オペレーティング・リース取引				1 オペレーティング・リース取引			
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料					
1年内	906百万円	1年内	906百万円				
1年超	942百万円	1年超	35百万円				
合計	1,849百万円	合計	942百万円				

（金融商品関係）

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項**(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制**①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理**

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	23,445	23,445	—
(2) 未収委託者報酬	6,451	6,451	—
(3) 未収収益	592	592	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	10,873	10,873	—
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,734	329
(6) 未払金	(3,478)	(3,478)	—
(7) 未払費用	(3,804)	(3,804)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,445	—	—	—
未収委託者報酬	6,451	—	—	—
未収収益	592	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	9,907	354	448
合計	30,489	9,907	354	448

(有価証券関係)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	△ 76
	小 計	836	759	△ 76
合 計		1,117	1,072	△ 45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	—	—	504	442
合 計	—	—	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	500	499	△ 1
合 計	500	499	△ 1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万
円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,734	329
合 計	1,404	1,734	329

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万
円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株 式	21	7	14
	そ の 他	9,873	9,637	235
	小 計	9,894	9,644	250
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	そ の 他	979	1,024	△ 45
	小 計	979	1,024	△ 45
合 計		10,873	10,669	204

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万
円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	11	—	12
そ の 他	230	84	0
合 計	242	84	12

(持分法損益等)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336

(退職給付関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																														
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△1,429</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>676</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務</td><td>△753</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>141</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付引当金残高</td><td>△612</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>107</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>34</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>336</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table> 5 割増退職金に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 流動負債</td><td>16</td></tr> <tr> <td>ロ 割増退職金</td><td>433</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△1,429	ロ 年金資産	676	ハ 未積立退職給付債務	△753	ニ 未認識数理計算上の差異	141	ホ 退職給付引当金残高	△612	イ 勤務費用	107	ロ 利息費用	30	ハ 期待運用収益	△5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169	ヘ 退職給付費用合計	336	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	イ 流動負債	16	ロ 割増退職金	433	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。なお当社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了しております。制度終了による影響額は、22百万円の損失で、内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による利益3百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償却による損失26百万円であります。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△838</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△838</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>94</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△743</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>28</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>33</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>162</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>315</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△838	ロ 未積立退職給付債務	△838	ハ 未認識数理計算上の差異	94	ニ 退職給付引当金残高	△743	イ 勤務費用	96	ロ 利息費用	28	ハ 期待運用収益	△5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162	ヘ 退職給付費用合計	315	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	△1,429																																																														
ロ 年金資産	676																																																														
ハ 未積立退職給付債務	△753																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	141																																																														
ホ 退職給付引当金残高	△612																																																														
イ 勤務費用	107																																																														
ロ 利息費用	30																																																														
ハ 期待運用収益	△5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169																																																														
ヘ 退職給付費用合計	336																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														
イ 流動負債	16																																																														
ロ 割増退職金	433																																																														
イ 退職給付債務	△838																																																														
ロ 未積立退職給付債務	△838																																																														
ハ 未認識数理計算上の差異	94																																																														
ニ 退職給付引当金残高	△743																																																														
イ 勤務費用	96																																																														
ロ 利息費用	28																																																														
ハ 期待運用収益	△5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162																																																														
ヘ 退職給付費用合計	315																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	1.7%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														

(ストックオプション等関係)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 4 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から 平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から 平成30年3月18日まで

	平成21年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 19,724,100株
付与日	平成22年2月8日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	6,000,000	6,000,000
失効	0	0
権利未行使残	0	0

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	5,330,000	2,840,000
付与	0	0
失効	5,330,000	2,840,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,020,000	300,000
付与	0	0
失効	1,020,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	3,610,000	30,000
付与	0	0
失効	3,610,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年2月8日
権利確定前(株)	
期首	0
付与	19,724,100
失効	165,000
権利確定	0
権利未確定残	19,559,100
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円)	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 3	0	0

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	0

(注) 1 当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

(税効果会計関係)

第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 895 その他 182 1,078 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 171 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 249 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 215 その他 162 1,218 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) 事業税中間納付還付予定額 216 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 2,080	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 1,309 その他 334 1,644 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 79 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 302 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 249 その他 64 1,115 繰延税金資産合計 2,759 繰延税金負債(流動) その他有価証券評価差額金 83 繰延税金負債合計 83 繰延税金資産の純額 2,676
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6% 外国税額控除の影響額等 △11.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%	法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 △30.3% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 27.1% 海外子会社の留保利益の影響額等 △13.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.5%

(関連当事者情報)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証券株式会社	東京都 千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受 益証券の募 集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注) 1	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市 中央区	342,037	信託銀行 業	(被所有) 直接 98.59	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	1,908	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権（権利行使価格：1株当たり159円）を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（85,000株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証券株式会社	東京都 千代田区	149,594	証券業	なし	投資信託 受益証券 の募集販 売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注)1 (注)2	5,068

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年9月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,090百万円
負債合計	1,626百万円
純資産合計	8,464百万円
営業収益	10,606百万円
税引前当期純利益	4,405百万円
当期純利益	3,482百万円

(1株当たり情報)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 222円93銭	1株当たり純資産額 210円58銭
1株当たり当期純利益 9円16銭	1株当たり当期純損失 3円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	41,246	41,470
普通株式に係る純資産額（百万円）	41,246	41,470
差額の主な内訳（百万円） 新株予約権	—	—
普通株式の発行済株式数（千株）	185,013	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	—	85
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	185,013	196,928

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	1,693	△696
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	1,693	△696
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,790	190,975
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成21年度ストックオプション(1) 19,559,100株

（重要な後発事象）

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 投資有価証券の繰上償還 当社が投資有価証券として保有しているグローバル コレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年 度末現在）が平成21年5月14日に繰上償還されるこ とを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。	—

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第52期中間会計期間末
(平成22年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金 27,119

未収委託者報酬 5,665

未収収益 839

繰延税金資産 1,304

その他 ※ 2 727

流動資産合計 35,656

固定資産

有形固定資産 ※ 1 285

無形固定資産 50

投資その他の資産

投資有価証券 7,294

関係会社株式 8,659

長期差入保証金 973

繰延税金資産 1,126

その他 60

子会社投資損失引当金 △ 576

投資その他の資産合計 17,537

固定資産合計 17,873

資産合計 53,530

(単位：百万円)

第52期中間会計期間末
(平成22年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金	3,313
未払費用	3,370
未払法人税等	402
未払消費税等	168
賞与引当金	955
特別賞与引当金	1,204
役員賞与引当金	110
役員特別賞与引当金	106
その他	151

流動負債合計	9,782
--------	-------

固定負債

退職給付引当金	804
その他	102

固定負債合計	906
--------	-----

負債合計	10,689
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	5,225

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,228
利益剰余金合計	20,228

自己株式	△ 53
------	------

株主資本合計	42,763
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	78
評価・換算差額等合計	78

純資産合計	42,841
-------	--------

負債純資産合計	53,530
---------	--------

（２）中間損益計算書**（単位：百万円）**

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		25,088
その他営業収益		1,394
営業収益合計		26,483
営業費用及び一般管理費	※ 1	25,076
営業利益		1,406
営業外収益	※ 2	1,085
営業外費用	※ 3	114
経常利益		2,377
特別利益	※ 4	49
特別損失	※ 5	58
税引前中間純利益		2,367
法人税、住民税及び事業税		373
法人税等調整額		275
中間純利益		1,719

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第52期中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	17,363
当中間期末残高	<u>17,363</u>
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	5,220
当中間期末残高	<u>5,220</u>
その他資本剰余金	
前期末残高	4
当中間期末残高	<u>4</u>
資本剰余金合計	
前期末残高	5,225
当中間期末残高	<u>5,225</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	18,814
当中間期変動額	
剰余金の配当	△305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>20,228</u>
利益剰余金合計	
前期末残高	18,814
当中間期変動額	
剰余金の配当	△305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>20,228</u>
自己株式	
前期末残高	△53
当中間期末残高	<u>△53</u>
株主資本合計	
前期末残高	41,349
当中間期変動額	
剰余金の配当	△305
中間純利益	<u>1,719</u>
当中間期変動額合計	<u>1,414</u>
当中間期末残高	<u>42,763</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	121
当中間期変動額	

△43

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）

当中間期変動額合計

△43

当中間期末残高

78

評価・換算差額等合計

前期末残高

121

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間
期変動額（純額）△43

当中間期変動額合計

△43

当中間期末残高

78

純資産合計

前期末残高

41,470

当中間期変動額

剰余金の配当

△305

中間純利益

1,719

株主資本以外の項目の当中間期
変動額（純額）△43

当中間期変動額合計

1,370

当中間期末残高

42,841

—

—

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可 能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支 払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数（10年）で按分した額をそれぞれ発生翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。 (5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるた め、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額 を計上しております。 (6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、 支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計 上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ9百万円減少、税引前中間純利益は68百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第52期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,477 百万円
※2 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務15百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務198百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	72 百万円
無形固定資産	12 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	1,069 百万円
為替差益	11 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
支払源泉所得税	106 百万円
※4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	49 百万円
※5 特別損失のうち主要なもの	
過年度敷金償却費用	58 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第52期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	85,000	—	—	85,000

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高(百万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期間 末	
平成21年度ストックオプション (1)	普通株式	19,559,110	—	151,810	19,407,300	—
平成21年度ストックオプション (2)	普通株式	—	1,702,800	—	1,702,800	—
平成22年度ストックオプション (1)	普通株式	—	2,310,000	—	2,310,000	—
合計		19,559,110	4,012,800	151,810	23,420,100	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

— 該当事項はありません。

—

(リース取引関係)

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1 オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	822 百万円
1年超	2,597 百万円
合計	3,420 百万円

(金融商品関係)

第52期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください。）。

	中間貸借対照表 計上額(※)(百万円)	時価(※) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	27,119	27,119	—
(2) 未収委託者報酬	5,665	5,665	—
(3) 未収収益	839	839	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	7,146	7,146	—
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,619	215
(6) 未払金	(3,313)	(3,313)	—
(7) 未払費用	(3,370)	(3,370)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

（有価証券関係）

第52期中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

1 子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	1,404	1,619	215
合 計	1,404	1,619	215

(注) 子会社株式（中間貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	22	7	14
	そ の 他	5,936	5,761	175
	小 計	5,959	5,769	189
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,187	1,245	△ 58
	小 計	1,187	1,245	△ 58
合 計		7,146	7,014	131

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（持分法損益等）

第52期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,157
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	511

（ストックオプション等関係）

第52期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

第52期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

（１株当たり情報）

第52期中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)	
１株当たり純資産額	217円54銭
１株当たり中間純利益	8円73銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。	

（注）算定上の基礎**１ １株当たり純資産額**

項目	第52期中間会計期間末 (平成22年９月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	42,841
普通株式に係る純資産額（百万円）	42,841
差額の主な内訳（百万円） 新株予約権	—
普通株式の発行済株式数（千株）	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	85
１株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数（千株）	196,928

２ １株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上の基礎

項目	第52期中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
中間純利益（百万円）	1,719
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	1,719
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,928
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,407,300株 平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株

（重要な後発事象）

第52期中間会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,303百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成22年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
クレディ・スイス	34,088百万スイス・フラン	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成22年2月18日	有価証券報告書
平成22年2月18日	有価証券届出書
平成22年8月18日	半期報告書
平成22年8月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年11月17日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）の平成20年11月12日から平成21年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）の平成21年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）の平成21年11月19日から平成22年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・CS世界高配当株式ファンド資産成長型（ヘッジなし）の平成22年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。